

○函館市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等および児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則

平成26年3月28日

規則第18号

改正 平成30年3月29日規則第34号

平成30年9月25日規則第56号

令和4年2月28日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）ならびに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）および児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者および指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定特定相談支援事業者等の指定の申請等)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の20第1項または児童福祉法第24条の28第1項の申請は、別記第1号様式の申請書によりしなければならない。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の20第1項または児童福祉法第24条の28第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定特定相談支援事業者等の指定の更新の申請等)

第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の21第1項または児童福祉法第24条の29第1項の規定により指定の更新を受けようとする者は、別記第2号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の21第1項または児童福祉法第24条の29第1項の規定により指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定特定相談支援事業者等の変更の届出等)

第4条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の25第3項
または児童福祉法第24条の32第1項の規定による事業所の名称等の変更に係る届出は、
別記第3号様式の届出書によりしなければならない。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の25第3項もし
しくは第4項または児童福祉法第24条の32の規定による事業の廃止、休止または再開に係
る届出は、別記第4号様式の届出書によりしなければならない。

(業務管理体制の届出)

第5条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の31第2項
もしくは第4項または児童福祉法第24条の38第2項もしくは第4項の規定による届出は、
別記第5号様式の届出書によりしなければならない。

(業務管理体制の変更の届出)

第6条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の31第3項
または児童福祉法第24条の38第3項の規定による届出は、別記第6号様式の届出書によ
りしなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にされている指定特定相談支援事業者および指定障害児相談支
援事業者の指定等の申請および届出は、この規則の相当規定によりされた申請および届出
とみなす。

附 則 (平成30年3月29日規則第34号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月25日規則第56号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月28日規則第4号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき提出
されている申請書、申出書その他これらに類するもの(以下この項において「申請書等」

という。)は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づき提出された申請書等とみなす。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

別記第1号様式（第2条関係）

指定特定相談支援事業者等指定申請書

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地
 申請者 名 称
 代表者の氏名

指定特定相談支援事業者（指定障害児相談支援事業者）の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	ふりがな 名称						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —)					
	連絡先	電話		ファクシミリ			
	法人の種類別				法人所轄庁		
	代表者のふりがな 氏名		生年月日		職名		
	住所	(郵便番号 —)					
指定を受けようとする事業所の種類	ふりがな 名称						
	所在地	(郵便番号 —)					
	事業の種類	実施事業	指定を申請する事業の開始の予定年月日		添付書類		
	特定相談支援事業				付表		
	障害児相談支援事業				付表		
既に特定相談支援事業の指定を受けている場合は記載してください。							
事業所番号					指定年月日		
既に障害児相談支援事業の指定を受けている場合は記載してください。							
事業所番号					指定年月日		
既に地域相談支援事業（地域移行支援）の指定を受けている場合は記載してください。							
事業所番号					指定年月日		
既に地域相談支援事業（地域定着支援）の指定を受けている場合は記載してください。							
事業所番号					指定年月日		
介護保険法の居宅介護支援事業の指定を受けている場合は記載してください。							
事業所番号					指定年月日		
介護保険法の介護予防支援事業の指定を受けている場合は記載してください。							
事業所番号					指定年月日		

- 注 1 法人の種別欄は、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- 2 法人所轄庁欄は、申請者が認可等を受けた法人である場合は、その主務官庁の名称を記入してください。
- 3 実施事業欄は、この申請に係るものについて○印を記入してください。

別記第2号様式（第3条関係）

指定特定相談支援事業者等指定更新申請書

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地
申請者 名 称
代 表 者 の 氏 名

指定特定相談支援事業者（指定障害児相談支援事業者）の指定の更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申 請 者	ふりがな 名 称	-----			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー)			
	連絡先	電話		ファクシミリ	
	法人の種別			法人所轄庁	
	代表者	ふりがな 氏 名	生年月日		職名
	住 所	(郵便番号 ー)			
指定の更新を受けようとする事業所の種類	ふりがな 名 称	-----			
	所 在 地	(郵便番号 ー)			
	事業の種類	指定の更新を受けようとする事業	添付書類	既に受けている指定の有効期間満了日	
	特定相談支援事業		付表		
	障害児相談支援事業		付表		

- 注 1 法人の種別欄は、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- 2 法人所轄庁欄は、申請者が認可等を受けた法人である場合は、その主務官庁の名称を記入してください。
- 3 指定の更新を受けようとする事業欄は、指定の更新を受けようとするものについて○印を記入してください。
- 4 現に指定を受けている事業所について、申請し、または届け出た事項に変更がないときは、当該事項に係る申請書の記載または書類の提出を省略することができます。

別記第3号様式（第4条関係）

指定特定相談支援事業者等変更届出書

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地
届出者 名 称
代 表 者 の 氏 名

指定特定相談支援事業者（指定障害児相談支援事業者）の指定を受けた内容を変更したので、次のとおり届け出ます。

事業所番号			
指定内容を変更した事業所	名 称		
	所 在 地		
変 更 事 項			変 更 内 容
1	事業所の名称		(変更前)
2	事業所の所在地		
3	指定を受けた者の名称		
4	主たる事務所の所在地		
5	代表者の氏名、生年月日、住所および職名		
6	登記事項証明書または条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）		
7	事業所の平面図		(変更後)
8	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所および経歴		
9	指定計画相談支援または指定障害児相談支援の提供に当たる相談支援専門員の氏名、生年月日、住所および経歴		
10	主たる対象者		
11	運営規程		
変 更 年 月 日			年 月 日

添付書類

指定特定相談支援事業者等指定申請書の添付書類のうち、当該変更に係るもの

注 1 変更事項欄は、該当する項目の番号を○で囲んでください。

2 変更した日から10日以内に届け出てください。

別記第4号様式（第4条関係）

指定特定相談支援事業者等廃止等届出書

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地
届出者 名 称
代 表 者 の 氏 名

指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の事業を廃止したい（休止したい、再開した）ので、次のとおり届け出ます。

事業所番号			
事業所	名 称		
	所 在 地		
廃止等の年月日	年 月 日		
廃止または休止の場合の理由			
休止の場合の予定期間	年 月 日～ 年 月 日		

添付書類

- 1 事業の廃止または休止の場合にあつては、現に当該指定計画相談支援（指定障害児相談支援）を受けている者に関する次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) 現に当該指定計画相談支援（指定障害児相談支援）を受けている者に対する措置
 - (2) 現に当該指定計画相談支援を受けている者（指定障害児相談支援を受けている者およびその保護者）の氏名、連絡先、受給者証に番号および引き続き当該指定計画相談支援に相当するサービス（指定障害児相談支援に相当する支援）の提供を希望する旨の申出の有無
 - (3) 引き続き当該指定計画相談支援に相当するサービス（指定障害児相談支援に相当する支援）の提供を希望する者に対し、必要な計画相談支援（障害児相談支援）を継続的に提供する他の指定特定相談支援事業者（指定障害児相談支援事業者）の名称
 - 2 事業の再開の場合であつて、当該事業に係る従業員の勤務の体制および勤務形態が休止前と異なるときは、再開後の勤務の体制および勤務形態に関する書類
- 注 1 廃止または休止の場合は、その日の1月前までに届け出てください。
2 再開の場合は、その日から10日以内に届け出てください。

受付番号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の31第2項（整備）もしくは第4項（区分の変更）または児童福祉法第24条の38第2項（整備）もしくは第4項（区分の変更）に基づく業務管理体制に係る届出書

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地
届出者 名 称
代表者の氏名

このことについて、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

届出の内容		(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の31第2項または児童福祉法第24条の38第2項関係（整備）			
		(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の31第4項または児童福祉法第24条の38第4項関係（区分の変更）			
事業者	ふりがな				
	名称				
	住所（主たる事務所の所在地）	(郵便番号 —) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)			
	連絡先	電話		ファクシミリ	
	法人の種類				
	代表者	ふりがな	生年月日	職名	
氏名					
住所	住所	(郵便番号 —) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)			
	事業所名称等および所在地	事業所名称	指定年月日	事業所番号	所在地
事業者の区分	事業所名称等および所在地	計	箇所		
	事業者の区分	(1) 指定特定相談支援事業者 (2) 指定障害児相談支援事業者			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の6第1項第2号から第4号までまたは児童福祉法施行規則第25条の26の9第1項第2号から第4号までに掲げる事項	第2号	法令遵守責任者の氏名（ふりがな）	生 年 月 日		
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要			
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要			
区分変更	区分変更前行政機関名称，担当部（局）課				
	事業者（法人）番号	<input type="text"/>			
	区分変更の理由				
	区分変更後行政機関名称，担当部（局）課				
区分変更日	年 月 日				

- 注 1 受付番号欄および事業者（法人）番号欄は、記入しないでください。
- 2 届出の内容欄は、該当する項目の番号を○で囲んでください。
- 3 法人の種別欄は、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- 4 事業所名称等および所在地欄は、全ての事業所について記入し、事業所名称欄に事業所の合計の数を記入してください。
なお、欄に書ききれない場合は、記入を省略し、別添資料として添付してください。
- 5 事業者の区分欄は、該当する項目の番号を○で囲んでください。
- 6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の6第2第1項第2号から第4号までまたは児童福祉法施行規則第25条の26の9第1項第2号から第4号までに掲げる事項欄は、事業所の数に応じて整理すべき業務管理体制について、該当する全ての項目の番号を○で囲み、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の6第2第1項第3号および第4号または児童福祉法施行規則第25条の26の9第1項第3号および第4号に掲げる事項を届け出る場合にあっては、次の書類を添付してください。
- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の6第2第1項第3号または児童福祉法施行規則第25条の26の9第1項第3号に掲げる事項を届け出る場合は、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要が分かる書類
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の6第2第1項第4号または児童福祉法施行規則第25条の26の9第1項第4号に掲げる事項を届け出る場合は、業務執行の状況の監査の方法の概要が分かる書類
- 7 区分変更欄は、事業所の指定、廃止等により届出先の区分に変更があった場合に記入してください。この場合には、区分変更前および区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出る必要があります。

別記第6号様式(第6条関係)

受付番号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
第51条の3第3項または児童福祉法第24条の3第3項
に基づく業務管理体制に係る届出書(届出事項の変更)

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地
届出者 名 称
代 表 者 の 氏 名

このことについて、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号											
変 更 事 項		変 更 内 容									
1	法人の種別および名称(ふりがな)	(変更前)									
2	主たる事務所の所在地										
3	代表者の氏名(ふりがな)および生年月日										
4	代表者の住所および職名										
5	事業所名称等および所在地	(変更後)									
6	法令遵守責任者の氏名(ふりがな)および生年月日										
7	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要										
8	業務執行の状況の監査の方法の概要										
変 更 年 月 日		年 月 日									

- 注 1 受付番号欄は、記入しないでください。
 2 変更事項欄の該当する項目の番号を○で囲み、変更内容欄に具体的に記入してください。
 なお、欄に書ききれない場合は、記入を省略し、別添資料として添付してください。

- 3 「5 事業所名称等および所在地」については、事業所の指定、廃止等により事業所の数に変更が生じ、整備すべき業務管理体制に変更があった場合にのみ届け出てください。

この場合には、変更前欄および変更後欄のそれぞれに、指定を受けている事業所の合計の数を記入し、変更後欄には追加、廃止等のあった事業所の名称、指定年月日、事業所番号および所在地を記入してください。

なお、欄に書ききれない場合は、記入を省略し、別添資料として添付してください。

- 4 「7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」および「8 業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者の業務管理体制に変更があった場合（組織の変更、規程の追加等）に届け出てください。

なお、事業所の数の変更により、新たに7または8の項目に該当することとなった場合には、それぞれ概要が分かる書類を別添資料として添付してください。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

別記第 4 号様式 (第 4 条関係)

別記第 5 号様式 (第 5 条関係)

別記第 6 号様式 (第 6 条関係)